

令和7年2月5日
保健福祉政策部
生活福祉課

新たな金銭管理支援事業の実施について

1 主旨

区では、平成28年度より、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的とした地域ケア会議を「地区」、「地域」、「全区」の3層で実施している。この度、全区レベルでの検討が望まれる課題として「金銭管理」をテーマに挙げ、全区版地域ケア会議においてその対応策の検討を進めてきた。

現在、金銭管理の支援においては、成年後見制度や世田谷区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が実施する地域福祉権利擁護事業（以下、「あんしん事業」という。）があるが、区民がそれら制度や事業の申請を行ってから、利用が開始されるまで、一定程度の時間を必要としている。制度の開始を待っている期間に金銭管理の能力が下がってしまい日常生活が困難になってくる事象があり（または申請を行う暇がない場合もあり）、その間の区民生活への支援が長年の課題になっていた。そのような場合、福祉事業者等の関係者が何らかの形で区民の金銭管理に関わらざるを得ないケースがあり、それぞれの関係者の負担となってきた。

については、現行制度（成年後見制度やあんしん事業）利用開始までの区民生活を支援するとともに、福祉事業者など関係者の負担を軽減するため、新たに2種類の金銭管理に係る支援事業を実施する。

2 現在の金銭管理支援に関する主な制度

（1）あんしん事業

高齢や障害等により判断能力が十分でない方を対象に、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、区社協職員が自宅を定期的に訪問し、福祉サービス利用の手続きのお手伝いをはじめ、日常的な金銭の支払い、通帳などの大切な書類の預かりや保管、見守りを行う事業。区社協が東社協からの委託により実施しており、本事業の利用には申込者に契約能力がある事を要件とする。

また、東社協のガイドラインに基づき、利用申し込みから契約までに、複数回の訪問や制度説明、支援依頼内容の聴取、判断能力及び利用意思の確認、支援計画書の作成、金融機関や生活支援員との調整、内部稟議等を行う必要があるため、当該事業の利用相談受付後、利用申込から契約締結まで平均2か月程度の契約準備期間を要する。

（２）成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分ではなく、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所によって選任された援助者（成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。））が対象者を法的に支援する制度。

家庭裁判所への後見開始の申立てから利用開始までに一般的に１～２か月、長くて４か月かかる場合があるほか、申立てのために必要な書類等を揃える期間が別途必要となる。申立てができる者は、本人、配偶者、４親等内の親族などに限られ、親族がいない場合や親族からの支援が得られない場合は、区長による申立てを行っている。

（３）その他の制度

①任意後見制度（国）

本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、身上保護及び財産管理に関する事務）の内容をあらかじめ定めて任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。

②生活保護受給者金銭管理支援事業（区）

生活保護受給者のうち、金銭管理に課題がある方に対し、家計管理の自立に向けた支援計画票を作成し、生活保護受給者自らが管理すべき金銭等を管理する支援を行う。

3 金銭管理支援に関する課題

区社協や区（主に総合支所保健福祉センター）では、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などにより、１人では預金を引き出せずに介護保険サービス利用料や日常生活に係る費用の支払いが困難な方へ、本人の希望や判断能力に応じてあんしん事業や成年後見制度の利用につなげているが、利用開始までの期間において、本人の預金はあるものの、様々な支払いができずにライフラインが停止またはそのおそれが有る状況が生じ、対応に苦慮している。

4 新たな金銭管理支援事業の内容

上記の課題に対応するため、区独自の支援事業を実施する。なお、本支援事業における定義は次のとおり。

金銭管理：「福祉サービス・医療サービスの利用手続」、「日常的なお金の出し入れ」、「日常的な金銭や通帳の預かり」等、契約やお金の管理。

(1)「プレあんしん事業」

あんしん事業の利用申込みから契約開始までに必須となる契約準備期間も、判断能力が十分でない区民が安心して自立した地域生活を送ることができるよう、あんしん事業の利用開始前の期間において、同内容のサービスを受けられる事業を実施する。

対 象 者：あんしん事業の利用申込者で、早急な支援（公共料金の支払い、書類手続きなど）が必要な方

対象期間：本事業の申込みからあんしん事業の利用開始まで（約2か月間）

支援内容：福祉サービスの契約手続き支援、日常生活上の金銭の支払い支援など

①福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申込・契約の援助、苦情解決援助
- ・公的機関等から届く郵便物の整理など

②日常的金銭管理（オプション）

- ・日常生活に必要な預金の払戻し・預入れ、解約手続きの援助
- ・社会保険料、公共料金、家賃などの支払いの援助

※あんしん事業と同じくサービス利用料を設定する。

実施方式：区社協に委託

所要経費：5,735千円

歳入：サービス利用料 45千円

(2)「プレこうけん事業」

成年後見制度の区長申立てが予定されている、または申立て中の区民を対象として、預金はあるが払戻しができず、電気・ガス・水道等のライフラインの停止またはそのおそれが有る状態を回避するため、民法第697条「事務管理」及び698条「緊急事務管理」を根拠に、区が必要な費用を立て替える。また、立て替えた費用は、民法702条「管理者による費用の償還請求等」に基づき後見開始後に成年後見人等から返済を受ける。

対 象 者：成年後見の区長申立て予定である方、または申立て中の方

対象期間：本事業の申込みから成年後見人等が選任されるまで（約2～6か月間）

対象費用：光熱水費、電話利用料、食費（宅配弁当代など）、エアコン修理費用、福祉サービス利用料、通院費用、施設入所・入院に係るアメニティ代等、のうち真に必要な費用

実施方式：区（各総合支所保健福祉センター）が主体となり実施

※対象者本人宛の請求書をもとに区が費用を立て替えて支払う。

会計事務処理としては、資金前渡で必要経費を受け取り、必要な期間（約2～6か月間）管理し、期間終了後精算する。

また、区はその債権を以て、成年後見人に立て替えた費用を請求する。

所要経費：9,900千円

内訳) 歳出：負担金補助及交付金 9,900千円

(年間想定件数30件×330千円*)

※光熱水費滞納分 15千円×2か月分

当面の生活費 75千円×4か月分

歳入：雑入 返還金・戻入金 9,900千円

※立替費用は成年後見人等に返済を求める

5 その他

本事業の実施と並行し、機会を捉えて、自治体での現状を踏まえた法整備や補助のあり方などについて国へ要望していく。

6 今後のスケジュール (予定)

令和7年 6月 運用開始

新たな金銭管理支援事業のイメージ図

別紙 1

5

